

# 11/8 未来投資会議構造改革徹底推進会合

## 「第4次産業革命」会合（第1回）

---

### （開催要領）

1. 開催日時：2017年11月8日（水） 15:30～17:00
2. 場 所：合同庁舎第4号館2階 第3特別会議室
3. 出席者：  
越智 隆雄 内閣府副大臣

竹中 平蔵 東洋大学教授、慶応大学名誉教授  
金丸 恭文 フューチャー株式会社代表取締役会長兼社長グループCEO  
川島 宏一 筑波大学システム情報系社会工学域  
越塚 登 東京大学大学院情報学環  
庄司 昌彦 国際大学 GLOCOM 准教授  
安念 潤司 中央大学法科大学院教授

鬼頭 武嗣 株式会社クラウドリアルティ代表取締役  
原 英二 政策工房代表取締役社長

### （議事次第）

1. 開 会
2. 議 事  
（1）規制の「サンドボックス」制度について  
（2）データ利活用ビジネスの本格展開について
3. 閉 会

### （配布資料）

資料1 説明資料（規制の「サンドボックス」制度について）  
資料2 株式会社クラウドリアルティ提出資料  
資料3 説明資料（データ利活用ビジネスの本格展開）  
参考資料 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室提出資料

---

（広瀬日本経済再生総合事務局次長）

ただいまから「未来投資会議構造改革徹底推進会合 『第4次産業革命』会合」第1回を開会いたします。

本日は、越智副大臣に御出席をいただいております。それでは、初めに、越智副大臣から御挨拶いただきしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（越智副大臣）

皆様、こんにちは。

本日は、御多用の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日の会合では、規制のサンドボックス制度とデータ利活用ビジネスについて、御議論いただく予定でございます。

規制のサンドボックス制度に関しましては、世界中で激化する新技術、新事業を、自国に引き込むための国際競争の中で、新たな技術、アイデアを世界中から取り込み、イノベーションの社会実装を、政府横断的に、強力に推進する一元的な体制を、構築することが必要だと考えております。

データ利活用に関しましては、第4次産業革命の進展に伴い、価値の源泉として期待されるものでありまして、政府、地方公共団体等の公共データのオープン化や、企業の枠を超えた民間データの連携、そのための環境整備に取り組んでいくことが、必要だと考えているところでございます。

いずれも生産革命の実現のための重要なテーマでありまして、御出席の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を聞かせていただきますようお願い申し上げて、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございました。それでは、議事に入らせていただきます。

本日は「1. 規制のサンドボックス制度について」「2. データ利活用ビジネスの本格展開について」この2つについて、御議論をいただきたいと思っております。

最初に「1. 規制のサンドボックス制度について」を事務局及び関係府省から説明を行い、その後、民間の有識者の方から、世界中で進むサンドボックス制度の醸成とその重要性につきまして、御意見をいただいた上で、討議とさせていただきたいと思っております。

それでは、事務局から、説明をお願いいたします。

(中原日本経済再生総合事務局参事官)

それでは、資料1、規制のサンドボックス制度についてというパワーポイントを、お開きいただければと思っております。

2ページ目でございます。いわゆるレギュラトリー・サンドボックスをめぐる諸外国の状況について、御紹介させていただいております。公的機関によります規制のサンドボックス、レギュラトリー・サンドボックス制度につきましては、特にFinTechの分野におきまして、既にイギリス、シンガポール、オーストラリア、香港、マレーシア、タイ、インドネシア、UAEといったところで、創設をされておきまして、既に審査・公表例も出始めております。そして、これらの国々におきましては、制度を創設するだけでなく、さまざまなカンファレンスを主催に絡めて、有力事業のリクルーティングを行っており、あるいは各国でこうした担当者同士が連携を深めているという状況がございます。

スライドの3ページをおめぐりいただければと思っております。最初に御紹介がございましたように、世界各国で、第4次産業革命の新技術、新事業を自国に引き込むための国際競争が、まさに激化している状況にございまして、そうした中で、国家間で新技術の確保、あるいは人材確保の厳しい競争が始まっているのだということが、指摘できると思っております。例えば下に書いてございますとおり、UAE、アブダビなどにおきましては、シンガポールで経験を積まれた専門家を招致したり、FinTechを中心とした、技術系のスタートアップ企業を世界中から取り込もうとしたり、あるいはUAEのサンドボックスの公表企業を見ましても、自国のみならず、イギリス、カナダ、インド、イタリア、レバノン、サウジアラビアといったところで、特にすぐれた企業で、テクノロジーを有する企業を誘致するという形になってございます。

本日、後ほど御紹介を頂戴します、我が国のクラウドリアルティ社様におかれましては、シンガポール、香港、UAEなど、サンドボックスの利用に向けた協議・調整と申しますか、そういうお声がけをいただいているところであり、後ほど御紹介を賜ると思っておりますけれど

も、そうしたお話をいただいていると伺っております。

いわゆるレギュラトリー・サンドボックスそのものではないのですけれども、新興国であるといいますか、必ずしもルールが整備されていない、そういう規制環境を利用しまして、実証・実験のハブになろうとしている国も存在しているわけでございます。

その右に書いてありますように、アフリカ諸国といったところでは、ドローンの利用及び実証を、世界的に企業を誘致しながら進めているといった事例があります。あるいは中国深センは、官民でドローンの世界シェアをアップさせるよう尽力しており、現在、9割の世界シェアを持っていると伺っております。こうした環境を利用して、実証事業を進め、世界で上場しようとする日本企業も存在していることについては、配意する必要があるかと存じます。

スライドの4をお開きいただければと存じます。現行制度の課題といたしましては、これまで企業実証特例制度、あるいはグレーゾーン解消制度という企業単位の規制改革を、推進しようとしてきたわけではございますけれども、大きな課題が幾つかございます。

規制改革に必要なデータ等が証明されなければ、規制改革に踏み切れない一方で、事業者は、規制の存在のために、トライ&エラーができない、規制制度改革に必要なデータ等が取得できないという悪循環が生じており、実証による政策形成を目指すプラットフォームが不存在であったことです。実証事業として必要な対象、期間、リスク管理体制などの方法論が明確でなく、調整に多大なコスト、時間を要してきたことです。大企業による実証を、ハンズオンで支援するという体制の構築が、望まれていたこととございます。

こうしたことを解決するために、トライ&エラーを繰り返し、規制改革のためのデータを取得する、社会実装を積み重ねることが不可欠でございまして、まさに実証による政策形成にかじを切り、参加者や期間を限定して、実証内容とリスクを説明した上で、まずやってみるという、そういうことを許容する枠組みを、創設することが必要でありまして、こうしたイノベーションの社会実装をスピーディーに行うために、政府横断的に、強力に推進する一元的な体制を構築することが必要だということとございます。

スライドの5ページをお開きいただければと存じます。検討の方向性としましては、サンドボックスの制度の目的としては、新しい技術やビジネスモデルについて、より合理的な規制手法のあり方を、スピーディーに検証・追及をしていくことです。

実証の法的位置づけという点につきましては、新しい技術やビジネスモデルが出現した場合において、一定の手続のもと、対象となる規制が適用されない環境のもとで、社会実験的な実証を行うということとでございます。その際におきましても、特例が必要な場合については、制度改革のあり方についても、あわせて検討を行うべきことです。

実証の対象は、新しい技術やビジネスモデルの社会実験的な実証です。

基本的なスキームとしまして、民間事業者様から提案されたプロジェクトにつきまして、実証の趣旨、あるいは意義、限定される期間、あるいは参加者の限定、対象となる法令、リスクの内容といったことを踏まえ、対象となる法令が規制の適用対象とならない、実施可能な実証活動として、認定をするということとございます。

サンドボックスを実施する体制としましては、適切かつ円滑、あるいは実行的な運用を確保する観点から、分野・省庁横断的な推進体制を検討すべきことです。

それぞれの新しい技術やビジネスモデルについて、客観性、透明性を確保する観点から、プロジェクトの認定に当たっては、専門的、客観的な評価を行う仕組みを検討すべきといったこととございます。

何よりも、新技術、新アイデアの取り込みのための仕組みということで、こういうアイデアソン、ハッカソンの奇想天外なアイデアを、さまざまな場所から募集し、サンドボックスの活用やその後の支援につなげる仕組みを構築していくべきでございます。

以上でございます。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございました。続きまして、地方創生推進室からお願いいたします。

(村上内閣府地方創生推進事務局審議官)

国家戦略特区制度におけるサンドボックス制度の制度化提案、両方同時に行う予定としておりまして、それについて、御説明をさせていただきます。

資料2、1ページでございます。国家戦略特区では、これまでも近未来技術実証の集中的な提案募集を受け付けしつつ、自動走行や小型無人機、その他の分野で、個別実証の後押しを、個々の手続を手伝い、その他も含めて進めてまいりました。これをさらに推し進めて、しっかりとしたサンドボックス制度という形で、次期通常国会に法案を持っていきたいということでございます。

考え方といたしましては、特区でございますので、地域性が前に出るわけでございますが、区域ごとに監視評価体制を設け、自己チェックを強化するかわりに、事前規制を最小化するというポリシーの中で、ベストバランスを探したいということでございます。

制度内容といたしましては、現状、念頭に置いてございますのは、自動走行と小型無人機の2つの類型でございます。今後、間に合う範囲で、追加すべき類型が見つければ、これについても、迅速に対応したいと考えてございますが、現時点で検討しておりますのは、この2つの類型でございます。

次のページでございますが、類型ごとに、例えば一番シンプルな例で言うと、道路交通法で、自動走行のトラクターが公道をまたぐときに、なぜいけないのだというところから始まって、複数の車線がある道路をまたぎながら渡っていくというところも、道路に限って状況を限定すれば、できるのではないかとといった類いの話です。

安全規制につきましても、当然、車検制度は、全国のありとあらゆる走行環境を念頭に置いて、保安規制を引くわけでございますが、走行シチュエーションが、例えば夜は走らないでありますとか、平らなところに限られるでありますというところを、地域特性で切り出せれば、それと同じものを適用する必要はないだろうといったところ、こういった切り出しが、十分できるのではないかと思います。

小型無人機で言えば、自動走行も、小型無人機も、規制官庁それぞれ、かなり柔軟な対応をしていただいているところであるものの、例えば夜間と目視と30メートル以内に近づかないということも、一遍にとりにいこうと思うと、イエスという答えがおりてこない、ないしはスーパードライバーが確保すればいいと言ってあげるといって、地域でどうやってスーパードライバーを確保して、説明補助員を2人置いて、朝だと3つ同時にやれないとだめなのですというところが、制度的に禁止されているわけではないけれども、実際に行おうと思ったら大変、といったような話等々ございます。

こういったものも含めて、一括して、区域会議のもとに専門家による監視評価委員会を設け、地域特性に根差したルールをつくります。この時点で、できるだけ事前規制を事後規制に転換できないかということ調整しつつ、そのかわり、自治体、区域会議ベースでも、それなりの責任をとっていただいて、しっかりとした監視をしていただく。必要であれば、停止の措置等をとるといったようなところのパッケージを実現していきたいということでございます。

基本的な考え方は、サンドボックスでございますので、共通する部分も多数あると思いますけれども、こういった地域特性による切り出しと、自治体による分権のところをしっかりとかませた上で、これまでの実績を踏まえた特化したサンドボックス制度を、しっかりと実現していきたいということで、これからという段階ではございますけれども、規制省庁と具体的に当たっていき、通常国会までに、いい制度をつくりたいということで、民

間議員のお力をかりながら、引き続き、検討を進めてまいりたいと思っている状況でございます。

私からは、以上でございます。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございました。

続きまして、本日は、民間の有識者として、株式会社クラウドリアルティ代表取締役社長で、かつ一般社団法人FinTech協会キャピタルマーケット分科会会長の鬼頭武嗣様においでいただいています。鬼頭様から、プレゼンと御意見をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

(鬼頭代表取締役社長)

よろしく願いします。クラウドリアルティの鬼頭と申します。

資料に沿って、説明をさせていただければと思うのですが、2ページ目に、大きなサマリーとして、3点書いてございます。

1つ目、今後、サンドボックスをつくっていくに当たって、こういった話も考えたほうがいいということで挙げているのですが、技術主導型ではなくて、マネタイズまでしっかり視野に入れた課題解決型で参加者を募るべきで、そういった制度にさせていただきたいと、強く思うところです。例えば先々週、アブダビのFinTechカンファレンスに参加したときに、シンガポールのMASのチーフFinTechオフィサーのモハンティさんとも話したのですが、我々も、今後、海外展開を進めていく中で、海外のサンドボックスを使う事も視野に入れているという話を彼にしたところ、第一声に出たのが、「君たちの会社のユースケースは何なのだ、テクノロジーではなくて、結局、どういう課題を解決して、どういうメリットをその国の、ユーザーにもたすのだ」ということでした。海外のサンドボックス制度をつくられている方は、そういう発想をしているのだと、強く印象を受けたところです。

実際、その後に彼のプレゼンテーションを聞いてみても、イノベーションに必要なものは、3つで、1つ目はそのユースケース。残りの2つは、それをスケールさせるためのアーキテクチャーと、推進力を持って事業を展開していくタレント、つまりアントレプレナーで、この3つが揃わないとイノベーションは進まないという話をされていました。

したがって、技術だけではなく、ユーザーエクスペリエンスの源泉となるようなものを、課題解決型でつくっていくことが重要なのではないかと考えております。

実はちょうど来週シンガポールでMASが主催するFintech Festivalに参加してきますが、そこでスタートアップを世界から集めて実施しているHackceleratorというアクセラレータープログラムのDemo Dayがあります。で、このプログラムでは世界のスタートアップをどうやって集めていたかということ、「こういう技術を持っている人、来てください」ではなく、「100個解決してほしいグローバルの金融に関する課題があるので、この解決策を持っている人は、提案に来てください」という集め方をしていたのです。そういった発想は、結構大事だと思いました。

2つ目は、参加者や、社会実装していくときのスコープというのは、国内に閉じずにもっと市場を広く捉えるべきだという点です。とくにFinTechの領域は、かなりボーダレス化が進んでいるというのがその背景にあります。

クラウドリアルティのビジネスは、有価証券の発行、流通を担っていくことなのですが、我々も今後グローバルオフリングに対応していくこと考えると、市場は日本だけに閉じずに考える必要があると思っています。

日本だけに閉じてしまうと、高々一億数千万人の市場にしかならないので、結局、それ

はどんなにいいものをつくっても、海外の市場から閉め出されれば、結果的にガラパゴスになってしまうのだと思います。

したがって、市場をちゃんと広く捉えていくことを前提とすると、インターナショナル・サンドボックスという考え方は、あってもいいと思っています。

実際、先週末に、ドバイのDFSAの方と話していたのですが、「このインターナショナル・サンドボックスというコンセプトは、非常に魅力的で先見の明があると思うので、成功させる価値があると思う。」と言っていました。この国を超えた調整はすごく大変だと思うのですが、中長期的には、こういうインターナショナル・サンドボックスを、しっかりつくっていけると、日本の企業にとっても、チャンスが広がるのではないかと考えています。

最後の3点目です。かなり飛んだ、攻めの話にはなるのですが、FinTechの中でも直近はICOを中心とした、クリプトカレンシー関連の話題がいろいろ盛り上がっていますが、そこで起きている社会変化の本質は、市場構造の非中央集権化、分散化のところにあると考えています。この構造変化をちゃんと捉えると、これまでの規制を修正していくということではなく、この非連続な変化に合わせてもう一回、スクラッチでつくっていくという発想が必要なのではないかと考えています。ここは4ページ以降で、改めて補足をさせていただきます。

次の3ページ目は我々の簡単な紹介になりますが、弊社は現在、日本だけではなく、エストニアにも拠点を構えて海外展開も進めています。エストニアでは不動産担保ローン、モーゲージの証券化をしているのですが、エストニアはクラウドファンディングの市場形成が進んでいます。なぜかというと、レギュレーション的にやりやすいというのが一つの要因で、例えば、向こうで法人に貸し付けを行う際には、ライセンスが不要でモーゲージを組成しやすい状況です（日本の場合、貸金業法にヒットしてしまいます）。そういう形で、非常にマーケットができやすいという環境にありました。加えて、エストニアはIT立国を目指していて、かなりITに力を入れているというところで、そのテクノロジーに触れるという観点でも非常におもしろいので、事業を展開しています。

今後は、資料の右側ですけれども、先ほどサンドボックスでも話が上がっていましたが、シンガポール、UAE、香港、こういったところと協議をしております。海外でファンドレイズして、ほかの地域の証券化不動産とマッチングするということもやっていきたいと思っています。

金融は、ドメスティックな、ガラパゴスな小さい世界で終わるか、それとも、グローバルの覇権をとれる大きなプラットフォームになるか、その境目が結構明確だと思うので、私は、後者をとりにいきたいと思ってやっております。

4ページ目は、先ほどの分散化、非中央集権化というところですが、上から説明していきますと、実体経済は、財、労働、貨幣などの様々な要素で構成されている中で、これまでには、B2B型、B2C型のサービスがメインとなっておりました。それはなぜかということ、これまで、企業がサプライチェーンを集約し、規模の経済を活かしてやったほうが、安価にサービスを提供できるという世界だったからです。これが、今後、または既に、いろんなテクノロジーでアンバウンドリングされ、サプライチェーンがどんどん分解されて、一つ一つが安く提供できるようになってきています。逆に、企業のガバナンスコストは、すごく上がってきているので、より分散化が進んでいるのではと感じています。

例えば物の売買でも、メルカリさんがやっているような、個人間の取引も出てきていて、そういうP2P型のプラットフォームがあって、それがさらに中央集権的なプラットフォームもいないアプリケーションになっていく。Dappsと書いていますけれども、分散型のアプリケーションという形が生まれてきている。こういう大きな変化がある中で、金融も同じように分散型アプリケーション化していくはずなので、こういったところの変化も見

据えていけないといけないと考えています。

5 ページ目ですけれども、そのために何を考えなければいけないか、要素を3つ書いています。

1つは、エコシステムです。技術主導ではなく、先ほどの課題解決部分に紐づくのですが、実際にその中で、ユーザーエクスペリエンスの源泉をつくっていく。エコシステムの中にいる人々がちゃんと収益を上げて、実体経済として回るという、ここをしっかりとつくった上で、かつそれを支え、効率的かつセキュアにトランザクションを執行するためのインフラをつくっていきます。一方で、当然、Peer to Peerの取引の中で、利害対立は発生しますので、それを調整するための制度や法規制といったものが必要なのではないかと考えております。

そこでは、中央集権機関が直列的に意思決定していくのではなく、プロセスが並列化されて処理されるようなイメージで捉えています。また、こういったプロセスを実効性を持たせて管理するためには、プログラムでコントロールする必要がある、そういう世界観だと思っています。

あとは、アペンディックスですので、お時間があるときに、目を通していただければと思います。ありがとうございます。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局及び地方創生推進室からの説明、鬼頭様からのプレゼンを踏まえまして、自由討議に移りたいと思います。規制のサンドボックス制度について、御自由にお願ひできればと思います。

なお、本日、未来投資会議の南場議員は、急きょ御欠席でございますけれども、かわりに資料5として、南場議員の御意見をいただいておりますので、適宜、御参照いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、サンドボックス制度について、御自由に御質問、コメントをいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

安念先生、お願ひいたします。

(安念教授)

私は、正規のメンバーではないはずなのですが、ぜひサンドボックスを強力的に推進していただきたいという観点から、申し上げたいと思います。

日本には、業法による業規制が非常に多くあるわけですし、それは全部不必要などとは、もちろん言わないし、もっと規制を厳しくしなければならない分野も、もちろんあるでしょう。

ところが、業法の最大の悩みは、その規制がどの範囲にかかっているかという、いわば出発点のところ必ずしも明確ではないところにあります。私の個人的な経験なのですが、コンビニのオーナーさんが、お年寄りのお客さんの要望に応じて、商品を小口で、若干の手数料を取って自家用車で運びたいという需要がありました。小さいお店ですから、営業車は買えないのです。しかし、御自分の自家用車を持っています。お年寄りのニーズはあります。

問題は、俗にトラック法という法律がありまして、他人のものを有償で配達する場合には、許可が要るのですが、ここで規制の対象が他人の物を有償で運ぶとなっているのです。

2つの関門がありまして、まず「有償とは何か」です。100円でも、150円でもとれば、有償だというのは、それはそれで仕方がないと思います。

もう一つは、「他人の物を運ぶとは、何であるか」ということなのです。ここで私が考

えたのは、「他人の物」の解釈なのですが、お店からオーナーさんが品物を持って、お客さんのところに行くまでは、まだお店の物なのだ。お客さんの軒先で、初めて動産の所有権の移転が起こる。こう考えてはどうかと提案をいたしました。ローヤーとしては、そのときは、我ながら、結構いけていると思ったのです。思ったのですが、しばらくたってみると、くだらないとつくづく思ったのです。つまりこんなことを、個別に幾らやっていたって、どうにももちがあかない話ではないか。

私が言いたいことは何かというと、業法の規制の対象でないものは何かを、一人一人の個別ステークホルダーが考えるのではなく、もっと組織的、体系的に、合目的にやるスキームというのがあったほうが、ないよりはずっといいということです。それは、特区という形でやったっていいのですけれども、全国版もあっていいです。

そういう選択肢がぜひあってほしいとつくづく思いましたので、ここで御議論を深めていただければ、いろんな意味で、いろんな人の利益になる。また今、鬼頭さんがおっしゃったように、日本だけに閉じて考えるのではなく、サンドボックスで外に向かって開くということもあるだろうと思いましたので、ここでの御議論を期待しております。

(竹中会長)

どうもありがとうございます。

今日は、第1回でありますので、これから具体的な制度設計を行うに当たって、全体的な一般論についての合意がなされていく必要があると思うのです。今日出していただいた、ペーパーには重要な言葉がいっぱい入っていて、後でクラリファイしたいのです。

その前に、具体的なクラリファイング・クエスチョンが1つだけございます。中原さんのペーパーで、リクルーティングのためのイベントをやっているとあります。そして、鬼頭さんのお話の中でも、この問題を解決するために、幾つかの催しがあるということです。これは、具体的にどういうことをやっているのかを、参考までに教えておいていただけませんかでしょうか。

(中原日本経済再生総合事務局参事官)

私どもが存じ上げておりますのは、例えばシンガポール、UAEといったところで、FinTechのフェスティバルのようなものをやりまして、御紹介のあったような、さまざまな課題を解決してくれるような企業を呼び込み、展示会のようなもの、マッチングのようなことをし、そして、そういったところで、ネットワークが形成ができ、リクルートされていくということが、こういった諸国で、非常に精力的にやられていると理解しております。

(鬼頭代表取締役社長)

シンガポールは同じ例なのですが、先ほどの話の続きでいくと、課題100個ある中で、それを解決できる人、そのソリューションを持っている人がアプリケーションフォームを入れて申し込み、そこから選ばれた人たちが3カ月間、メンタリングを受けながらアイデアをさらに深め、来週のイベント当日に最終発表するというものです。

そして、そのピッチの場にはこの前のアブダビのイベントで優勝した企業も招待されています。世界中のいろいろな地域のピッチやアクセラレータープログラム勝ち上がってきたチャンピオンが集まってそこで更に競わせるということも、実際に実施されているのです。

(竹中会長)

我々は、私的な勉強会を今までやってきて、いろんなことを勉強しているつもりなので

すけれども、何か実験をしたい人があれば、政府がそれをさせてあげるようにしようということがあったのですが、今日の話で、1つ、なるほどと思うのは、自国に引き抜くための競争をやっているのであって、何かやりたい人がいるのだったら、やりますではなくて、やりたい人をみずから探し出すということ、各国が積極的にやっています。その仕組みは、この中に、法律事項ではないでしょうけれども、しっかりとやっていかなければいけないというのが、1つのファインディングと思います。

一般的なことを確認する前に、もう1つクラリファイングなのですけれども、村上次長から、先ほど説明していたことに関して、今日は、実際に、ワーキンググループで議論をしてこられた、原さんが来ておりますので、この課題について、もしもコメントを追加的にしていただくことがありましたら、お願いしていいでしょうか。

(原政策工房代表取締役社長)

ありがとうございました。

サンドボックス特区は、先ほど村上さんからお話をいただいたことで、基本的に方向性はおっしゃるとおりだと思います。これまでも国家戦略特区の中で、自動走行、自動飛行などの実証実験を行ってまいりました。

しかし、さまざまな手続や確認などに、時間と手間を要して、特区であるにもかかわらず、全くスピーディーに実証実験が進まないという実態がございました。

そういった中で、これまでの特区の仕組みを、もう一段進めて、事後チェックの体制を整備することで、事前規制をできるだけ緩和していくという枠組みであると思っています。自動走行、自動飛行、それ以外の項目もあり得るかと思っておりますけれども、関係府省との協議を、これから引き続き、やっていくということだと思っております。

もう一点だけ、先ほど安念先生から、業法のお話がございます、行政サイドによって、できることができなくなっている、本来、法令では認められているはずのことができなくなっているということで、大問題として、多くの領域であると認識しております。

ただ、一方で、それだけではなくて、特例措置をつくらずにやるだけだと、限界が生じることあるだろうと思っております。法令といったときに、レベルとしては、政令や省令、告示や通達であったり、あるいは法改正を要する事項であったり、いろんなレベルがあると思いますが、特例措置が必要な場合は、当然出てくるということなのだろうと思えます。

今日お話のありました全国版といえますか、地域性のないプロジェクト型のサンドボックスの御説明の中でも、資料の中で、規制の特例が必要な場合については、あわせて検討というお話をいただいておりますので、必要な場合には、対応をしっかりとやっていくということだと思えました。

(竹中会長)

ありがとうございます。

事後チェックのシステムをどうつくるかというのは、1つのポイントになることと、それと、これは中原さんのペーパーにも書いているのですけれども、5ページに、実証でも規制の特例が必要な場合は、それをしっかりと検討する、法改正も入っていくということで、ここが重要なポイントだということで、確認をさせていただきたいと思えます。

全体としては、自国に新しいものを引き込む競争の中で、私たちは制度をつくるのです。だから、大胆なプロジェクトができるようなものにしなければいけないということです。

もう一つ、原則として大事なものは、今、担当部局が違っているのですけれども、地域型のものとプロジェクト型のものの制度設計というのは、統一的であって、一体的でなければいけない、整合的で一体的です。もう一度言いますが、整合的であって、一体的である、

そこをきちっとこれから制度設計をしていくときの原則として、ぜひ確認をする必要があると思います。

制度設計の話は、プロジェクト型は、これからやられるわけですがけれども、特区型は、若干先行して、いろいろな議論をしておられるので、もう一度言いますが、統合的で一体的である。つまり何かやりたい人が、どちらにいったらいいのだということもあるわけですから、それについて、一体的に、総合的に振り分けなければいけないということだと思います。そういう制度にしていかなければいけないだろうと思うわけです。

中原さんのペーパーで思ったことは、実証による政策形成というのは、多分重要なキーワードで、その点で、後の会議で、どこかをお願いしたいのですけれども、政府みずからできる実証というのは、どこかにあるのだろうと思うのです。政府自身をもっと新しいテクノロジーを取り入れて、何かをやっていく。これは、行政改革にもつながるわけですが、去年から議論は出ていましたが、例えば当期のシステムをサンドボックスでできないだろうかとか、これは政府がみずから実証できることで、そういう問題について、どう考えるのかということ、多分IT本部かどこかの方に、一度、ヒアリングをしてみたいと思いますので、どういう扱いにするのがいいのか、事務局で御検討ください。

今日、改めて目を開かされたのは、これは安念さんもおっしゃいましたけれども、インターナショナル・サンドボックスということです。どうしても日本の制度改革を考えるのですけれども、インターナショナル・サンドボックスが必要なのです。そういう発想でやっていかないと、本来の目的は、達成できないだろうと思いますので、その要素をどのように取り入れるかは、難しい宿題ではありますが、改めてこれが必要なのかと思います。

中原さんのペーパーの6ページに書いてある、高いレイヤーでの意思決定みたいなものを、どのように考えるのか。そうしないと、今までと同じやり方では、改革が進まない。その高いレイヤーというものを、いろいろな私的な勉強会の中で、出てきた言葉を入れてくださっているのだと思うのですけれども、それをどのように考えるか、今後の重要なポイントになると思いましたので、指摘をさせていただきます。

(鬼頭代表取締役社長)

今お話をいただいた、インターナショナル・サンドボックスのところなのですけれども、私は、規制とは守りの要素だけでなく、攻めの話にも転じていると思っています。ユースケースをつくった後で、それを社会実装するための調整機能として、制度や規制が必要なのですが、これらはユースケースと一緒に、海外に向けて、輸出すべきものだと思うのです。なので、インターナショナルにちゃんと普及できるようなビジネスを、サンドボックスを使いながら、制度と一緒に、日本のスタートアップである我々も頑張ってつくって行って、それを官民連携して、日本の制度とビジネスを一体として海外展開していくべきではないのかと思っています。

(竹中会長)

御指摘のとおりだと思います。

(川島教授)

ぜひサンドボックス制度が持続的に発展して行ってほしいという立場から、コメントいたします。結局事後的なチェックになるということは、モニタリングの機能が重要になります。また、申請者側から見ると、制度自体の質といいますか、制度を運営する政府側の説明の質が求められると思います。例えば「自動走行」、「小型無人機」などを対象として想定されていますが、それらを対象とする趣旨と意図と、そこに求めるイノベーションの目論見といったものについて、しっかりと説明することが求められると思います。

その辺については、申請する側の意欲を湧きたてられるような専門的知見を、ぜひ持続的に投入していただきたいと思っています。事後的規制として、事故が起こった場合には反応しなければいけないということは、非常にアジャイルな感覚が要求されると思いますので、監視・評価体制のクオリティーは、サンドボックス制度を持続的に発展させるという意味で、非常に重要だと思っていますので、この点をしっかりご検討いただきたいと思っています。

(竹中会長)

今の点に関連して、中原さんに説明していただきたいのですが、シンガポールでも、いわゆるある条件を満たさないと、すぐにやめさせるという制度があったと思いますので、お話いただけますか。

(中原日本経済再生総合事務局参事官)

サンドボックスの認証に当たっては、例えば参加者を限定する、期間を限定するということがあって、カスタマープロテクションのセーフガードを、サンドボックスの認定の際に、条件として出していまして、この企業は、サンドボックスの対象企業だということを公示しながら、カスタマーがわかるようにしているのです。

それが、条件が破られたときや、あるいは、レポーティングを課しているわけですが、そのレポーティング状況によって、カスタマープロテクションがうまくいかなかったときは、認定を取り消すということをやっておられます。イギリスでも、同じように参加者限定でやったときに、その参加者が増えてしまったりしたら、それは即取り消すことをやっていると同っております。

(金丸議員)

今日は、鬼頭さんから、日本の企業も、ベンチャーも頑張っているという話が聞けて、非常にうれしく思った次第です。いずれにしても、サンドボックスを我が国が積極的に取り組まなければいけないという背景、動機は、サイバー上の空間に大きな経済圏ができて、リアルな経済圏は、国境がかなり意識してあったわけですが、サイバー空間ですから、もともと国境がないということです。インターネットがこんなに普及もしていなければ、こういう話し合いもなかったのではないかと考えているのです。そういう意味では、技術革新とは表裏一体ではないか。

今日、鬼頭さんのお話の中で、「解決」ということが出てきましたが、そうすると、我々がサンドボックスから生み出すものは、今の日本の社会においてより利便性を向上させたり、あるいは社会のクオリティーをさらに高める可能性があるプロジェクトが申請されて、それに対して、ある一定の期間、などの限定をつけて自由を与え、サイバー空間に価値が移ったということは、人・物・金という物理的なものから、データに価値が移ったわけですから、その実験を通じて、データをエビデンスに蓄積していったら、そのデータは、成功データだけではなくて、エラーデータも、成功データと同じ価値、あるいは同じ以上の価値があるものと扱われていて、我が国のイノベーションの社会実装のスピードが上がり、そして、規制改革のスピードも上がるということではないか。

このような理解で、サンドボックス制度というのが従来にないアプローチの新しい制度に、なってほしいと思っております。竹中さんがおっしゃられたように、いい制度設計を皆さんで議論して、成し遂げたいと思った次第です。ありがとうございます。

(越塚教授)

サンドボックスについては今日まであまりよく知らなかったのですが、今日お話を伺う

中で、だんだん経済圏がインターネット、バーチャルに移ってきた中でのサンドボックスという話でしたが、具体的な例というのは、自動走行自動車だったり、ドローンだったり、とてもフィジカルです。

私は、最初サンドボックスと聞いて、場違いだったらごめんなさい、という感じでした。最初に想像したのは、どちらかというところエストニアみたいなものです。今、鬼頭さんもエストニアで事業を展開しているというので、恐らくe-Residencyなどのメンバーになったと思うのですが、そうした仮想的なバーチャルな世界でのサンドボックスについては、その日本への適用についても考えていくべきです。

また、私は、よく仕事で日本の地方をあちこち回るのでありますが、疲弊が激しい。人がどんどん減ってきています。エストニアは、人口140万人です。人をふやすために、e-Residencyの取組により1,000万人以上を獲得し、税収をふやしていくということをやっている、まさに行政のサンドボックスです。日本の地方自治体は、人数がどんどん減っていますが、ネットで市民になれるような、インターネット上の国土を持たない自治体があってもいいのではないかという気がしています。そこにどんどん仮想的に会社も登録ができ、ビジネスができ、法人税を納めるというところまで。

そういう背景があって、鬼頭さんも事業がやりやすくてエストニアに進出されたのだと思うので、これと同じようなことを、日本のサンドボックスでできないのかというのは、今日、伺っていて、思いました。

（鬼頭代表取締役社長）

共有までですが、まさに今のエストニアの話はおっしゃるとおりで、Residencyの定義がそこで再構築されていて、また彼らは、e-Residency向けに、ICOをやって、エストコインという通貨も発行しようとしているので、そういった違う経済圏ができて、国の主権が及ぶ範囲を再定義していく、そういうところを狙っているのではと思っています。

もう一点、業法の話について、ビジョンベースではあるのですが、先ほどの分散型の世界をつくっていく上で、業法ではなく、アクティビティーベースの行為規制に変えていくべきだと思っています、そこをしっかりとつくっていく必要があります。

そして、分散型の取引をちゃんと実効性を持って管理していくためには、法規制もマシンリーダブル、マシンエグゼキュータブルなものに変えていくというところを、今後の中長期的な戦略という意味では、やっていかないといけないと感じています。

（安念教授）

全く同感です。

（広瀬日本経済再生総合事務局次長）

大変貴重な御意見をありがとうございます。

それでは、サンドボックス制度の自由討議は、ここまでといたしまして、2番目の議題に移りたいと思います。「2. データ利活用ビジネスの本格展開について」という議題でございませう。

最初に、事務局、そして、関係府省からの御説明をいただきまして、その上で、自由討議とさせていただきます。それでは、再生総合事務局からお願いします。

（佐野日本経済再生総合事務局参事官）

事務局から、簡単に全体像を説明させていただきます。

資料4でございませう。第4次産業革命の鍵となるデータにつきまして、官民データ活用法が成立したわけでございますけれども、データが流通し、さまざまなビジネスで利活用

される社会を実現していくということが重要な課題でございます。

1 ページでは、目次として、簡単に整理しております。

第一に、官のデータ、産業データ、それぞれにつきまして、共有可能なデータをふやしていくということです。

第二に、これらのデータが、社会の中で流通するためのエコシステム、インフラを構築していくことが、大きな課題となると考えております。

2 ページ目をご覧ください。共有可能なデータをふやしていくということでございます。官民ラウンドテーブルを通じ、民間ニーズに応じて官データのオープン化を図っていきます。産業データにつきましては、協調領域において、各分野で、関係事業者間による産業データの共有・集約化を、図っていくことが重要です。

特に国の官データにつきましては、図の下部、薄い青部分でございます。一般公開は難しいものの、限定的に開示可能で産業ニーズが高いデータとしては、例えば、自動運転の際に必要な信号の周期データなどがございます。こういったデータについて、どのように開示の仕組みをつくっていくかということも、重要になると考えています。

次のページでございますけれども、データが流通するインフラを整備することでございます。

図の赤い部分についてご説明いたします。①は、データが流通するためのエコシステムをインフラとし、さまざまな分野で、関係事業者間で産業データを集約・共有するプラットフォームです。②は、個人の管理の下で、個人データを集約して、データを提供する、いわゆる情報銀行です。下の③については、データが取引される、データ取引市場という構想、ビジネスモデルが、民間レベルから出てきておりまして、いよいよこれらとなる民間の取り組みを、本格展開できるかが課題となるのではないかとということです。

データが円滑に流通するためのルール整備としましては、改正個人情報保護法が施行された中、プライバシーによる事業者側の萎縮をどう解きほぐしていくのかという点があります。また、データが集約をされて寡占的な事業者が出てきた場合に備え、ロックイン防止の観点などから、個人のデータについて本人に一旦還元をし、他の事業者に円滑に移転をさせる仕組みです。すなわち、欧州で制度化もされております、データポータビリティということでございますが、これについて、どう対応していくかということについて、検討していく必要があるということでございます。

以下、関係省庁から、御説明いただければと思います。

(玉田内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室次長)

内閣官房のIT総合戦略室の次長の玉田でございます。よろしくお願いいたします。

4 ページから、官のデータのオープン化について、御説明させていただきます。

この未来投資会議でも、昨年来、オープンデータについて、御議論をいただいております。ここにある問題意識のうち、例えばニーズの高いデータを公開するというだけでなく、関係者に限定して、公開していくことと、自治体の横展開という観点で議論しています。さらにはベンチャーによる新サービス、また、昨年12月にできました、官民データ活用推進基本法に基づいて、国、自治体にも、オープンデータに対する事実上の義務という形で、推進をしているところでございます。

課題認識としましては、ここにありますように、データを活用したいという希望がある民間の企業等と、逆にデータを保有する省庁との直接対話の場を持っていくということによって、民間のニーズに即したオープンデータを推進することが重要と承知をしております。また、地方公共団体のオープンデータの取り組みを促進していかなければならないということでございます。

下にございますけれども、オープンデータの現状の取組状況について、行政手続等関連

では13%、統計データは83%でございます。これは、御案内のとおり、二次利用が可能な形のもの、あるいは機械判読可能なもの、無償で利用が可能なもの、こういったものをオープンデータとして、整理をしております。右にございますように、都道府県は47のうち40団体、市町村は約1,700のうち260団体がオープンデータに取り組んでいる状況でございます。

5ページですけれども、今後の取り組みといたしまして、今年の5月の末に、オープンデータ基本指針をIT本部で策定いたしました。これを踏まえる形で、6月から、各府省庁の保有データを、実態把握として、棚卸し実施中でございます。

対象としては、行政手続等関連のデータと統計のデータでございます。

他方で、この議論を深めていくという観点で、民間事業者のヒアリングも含めまして、3つの分野について、今年の12月以降、官民のラウンドテーブルをやっていこうということで、準備をしているところでございます。

具体的には、観光・移動、インフラ・防災、土地・農業、この3つの分野について、ヒアリングの結果、現実に関心が高いということから、ラウンドテーブルを開催していこうということで、準備をしております、年度内に、二度ほど開催を予定しております。

さらにデータ活用のニーズが多く寄せられた分野について、ラウンドテーブルを開催していく予定です。次のページを先にご覧いただければと思いますが、6ページ、参考でございます。

ヒアリングを通じて、先ほど申しましたように、対面と書面で、それぞれ26社、21社から関心を伺いました。

また、右側の2. にありますが、今後各省のデータの棚卸しを踏まえて、ニーズ把握をしていく予定です。

それを踏まえた結果が、7ページにございますように、ラウンドテーブルの開催分野として、3つ、観光・移動、インフラ、防災、土地・農業ということで、用意をしているところで、ご覧いただけたと思います。

以上を踏まえまして、5ページに戻りますけれども、2020年度までに、地方公共団体のオープンデータの取組率を100%目指すということで、取組を進めてまいります。

具体的には、オープンデータの推進ガイドラインの策定、推奨データセット、こちらについても策定して、提供できるように取り組んでいるというところでございます。

以上でございます。

(寺澤経済産業省商務情報政策局長)

経産省から、産業データの共有ということで、8ページをご覧ください。

ビッグデータというのは、各社でばらばらにあるよりは、できれば、いろんな企業がデータを持ち寄るのが望ましいですが、日本の場合、難しいです。日本人は協調が得意なように見えるのですけれども、意外とそこは難しいということです。

そうした状況の中で、それでもいろいろ取り組みはあります。例えば、10ページなのですけれども、プラントデータ、石油精製とか、石油化学とか、最近、設備が老朽化しているものですから、保守が大変で、事故が起こってからではtoo lateですし、ベテランの作業員も減っているものですから、ビッグデータを使えないか。ここは、化学メーカーも、石油精製メーカーも、データを持ち寄って分析することによって、より効率的に保守できるのではないかという動きが出ています。

あるいは船舶・海上構築物データでも、いろいろなデータを集めてくることによって、より効率的な運航であったりとか、今後、風力発電所を海上で設置するときはどう置くかということに使えたり、ということが実現すると考えられます。右下にあるように、バイオについてのデータも、公的セクターが持っていたり、民間が持っていたりするわけです。

けれども、そうしたデータをたくさん集めることによって、有益なバイオ資源を開発するというので、こういう検討は進んでいます。

そこで、いろんな課題が出てきております。8ページでございます。いろんな関係者に聞きますと、データを出す側からすると、これは本当にデータを出して大丈夫なのか、セキュリティは大丈夫なのか、そもそもどこにデータを出せばいいのかよくわからない。

裏腹の議論なのですけれども、データを集める側からも、自分のところは、ちゃんとデータが集まっても安全です、安心です、セキュリティも十分ですし、プライバシーも大丈夫ですということを、公的な形でエンドースしてもらえないかというリクエストはきております。恐らく日本の特殊需要もあって、そういうものが前に進むということなのです。

8ページの下ですけれども、さらにデータ共有をやっていく際に、民間のデータを集めるだけでは足りなくて、パブリックセクターのデータも、先ほどありましたが、あわせてやったほうが、価値が出てくるという課題が出てきます。

それを受けて、9ページでございますけれども、現在、そうしたニーズなり、課題に応えるための枠組みを検討中であるのですが、いろいろ諸課題があります。特に9ページの下の中真ん中ですが、民間のデータ共有事業者が、関係省庁に、データ提供を要請するという仕組みができたらいというリクエストを受けていますけれども、これをどう受けとめていくのかというのは、制度設計に当たって、1つの課題と思っている次第でございます。

以上、私の説明を終わります。

(吉田総務省大臣官房総括審議官)

総務省でございます。

今、経済産業省から産業データについての話がございましたけれども、もう一つは、情報銀行・データ取引市場についての話でございます。どちらかといいますと、パーソナルデータについて、円滑な利活用をどう確保していくのかという観点から、御説明をさせていただきます。

パーソナルデータを含めた、多種多様かつ大量のデータの円滑な流通を実現するために、個人が納得して関与した上でデータが利活用されるというのが、情報銀行という制度です。あるいは、データ保有者間で、これらのデータが取引されるデータ取引市場という存在についても、重要であると思っております。

特にパーソナルデータの場合、円滑な流通を確保するために何が重要なのかといいますと、1つは、民間での取組を尊重しつつということではあるのですが、それをビジネス化していく中で、最大の問題となりますのは、プライバシー保護に関する漠然とした不安を、誰もが持っているということです。そうすると、個人情報を提供する、それを活用されるということに対する本人の不安を軽減して、安心・安全にデータを預けることを可能にする、そういう仕組みが必要なのではないかという問題意識でございます。

そういったことから、課題となりますのは、11ページの下に書いてございますように、データの取り扱いに関する本人からの同意の取り方をどうするのか、あるいはサイバーセキュリティや不正利用等に関する安全管理等について、どういうふうに適切性を担保していくのか、といったようなことです。

データ取引市場につきましては、データを売買する個人や事業者から見て、安心・安全に取引できるために、どういう仕組みが必要なのか、データ取引市場の中立性、公平性、透明性等について、どういうふうに適切性を担保していくのか、そういう課題があると思っております。

12ページでございますけれども、その課題を解決する取り組みといたしまして、まず、IT総合戦略本部で、個人の関与のもとでのデータの流通・活用を進める仕組みである情報銀行、データ取引市場の必要性について、まさに、取りまとめられた中で、提言していた

だいております。

具体的な動きといたしまして、まず情報銀行については、安心・安全を確保するための、いわば信頼性の確保という観点から、民間団体による任意の認定制度の創設を目指しまして、私ども総務省と経済産業省が協力し、官民合同の検討会を立ち上げまして、どういう認定スキームが望ましいかといったことについて、検討を始めることにしました。

昨日、第1回の会合を開催したところでございます。経済産業省、総務省が主催ということで、有識者、関連の企業の方々にも入っていただいて、色々と検討していきたいと考えております。また、そのための実証を行うことも、検討していきたいと思っております。

データ取引市場につきましては、既に一部、ビジネス化されているところもあるわけでございますけれども、同様に、自主的な認定制度の運用や、あるいはデータ流通事業者間の相互連携やデータフォーマットの整備を行うことが必要になっておりまして、これを行っていく民間団体として、データ流通推進協議会が、今月、設立されると伺っております。こうしたものについても、経済産業省と、私ども総務省と連携をいたしまして、必要な支援を行っていきたく考えているところでございます。

以上でございます。

(其田個人情報保護委員会事務局長)

個人情報保護委員会から、14ページ以降について、御説明をさせていただきます。

こちらに、パーソナルデータの利活用環境の整備というタイトルがございますけれども、ただいま個人情報保護委員会におきましては、新しく改正され今年の5月30日に施行されました改正個人情報保護法の中で、新しく導入されました、匿名加工情報制度の理解の促進、活用の拡大を取り組んでございます。

14ページには、疑問としてあるという課題を幾つか取り上げていただいておりますけれども、こういったものをなるべく払拭して、活用いただけるような取り組みをしてございます。

15ページに、実際の取り組みを少し御紹介させていただきますけれども、匿名加工情報制度といいますのは、個人情報をもとに個人が識別・特定できない、誰かわからないようにして、比較的自由に活用、流通できるようにしようという制度でございます。

この制度につきまして、3つのステージで、環境の整備に取り組んでおります。

1つ目は、こういった制度であって、どういうふうにすればいいのかという方法論をつくって、発信をすることでございます。こちらは、ガイドラインなどもございますが、今回、特別に事務局レポートというかなり詳細なユースケース、使い方、加工の仕方などについて、解説したものをウェブサイトに掲載しております。

2つ目は、資料・コンテンツだけを載せても、直接お話をし、聞いていただかないと、御理解をいただけないだろうということで、説明会を行うということで、対面での説明会をやっております。昨年来、約250回、3万人の方に聞いていただいております。

そうはいつても、ここの企業が実際にそれをやっていこうというときには、いろいろな心配事や疑問もあるでしょうからということで、直接に企業の方から、ヒアリングを伺う中で、私たちも勉強をし、それを相談活動で、いろいろな相談が日々寄せられますけれども、御質問、御相談にも生かしていくという活動を展開しております。

こうした中で、足元で約130社を超える会社が、匿名加工情報をつくっていますということを公表してございます。この中で、いろいろ分析してまいりますと、比較的多いクライアントが、2割強を占めております調剤の関係でございます。

その具体的な活用例を、16ページで御紹介しておりますけれども、薬局でのいろいろなデータを分析して、新たな創薬に役立てていくというもの、こういったものがかなりの数

出てきております。

今後の取り組みといたしましては、今、足元には、130社強ですけれども、今後もさらにいろいろな事例が出てくるとお考えですので、こういったものを分析し、よい取り組みなどについて取りまとめて、年度内を目途に、ほかの企業の方々にも、お役に立つような情報を発信してまいりたいと思います。

15ページに戻っていただいて、下に違った切り口の話を書かせていただきます。

こちらは、国際的な取り組みということで、まさにパーソナルデータが国境を越えるのは、どうしたらいいかという話で、世界各国では、いろいろな規制があって、簡単に国境を越えられないような状況がありますので、それを取り除くための活動として、今、委員会では、EUと自由にできるようにということで、来年の早い時期に、それを実現しようということで、取り組んでおります。

このほか、アメリカとは、APECグループで、多国間の取り決めを、より推進していこうという話が進んでおり、イギリスとは、そこで線が切れないように、日英の間で、データのやりとりできるようにしていこうという取り組みを行っております。

以上でございます。

(寺澤経済産業省商務情報政策局長)

再び経産省から、17ページから御説明します。

データポータビリティの概念は、いろいろあるのですが、典型例は、17ページの下にあるEUのルールでございます。これをご覧いただきますと、パーソナルデータについて、もともとデータの発出元だった個人が、データ管理者から、自分のデータを受け取る権利が1つです。

もう一つは、そのデータを別のデータ管理者に対して、移転を求めることができる権利、この2つで構成されているのが、EUで定義されたデータポータビリティで、来年の5月から施行されるという段取りになっています。

こうしたデータポータビリティの権利をEUで求めた背景としては、もともとEUは、個人のプライバシー保護について、非常に強い意識を持っていることに加えて、いろいろな事業者がデータを囲い込むことのないように、競争を喚起し、新しいサービスを生み出していくために、データポータビリティが必要なのではないか。また、利用者、個人、消費者も、誰にデータを管理してもらうかという選択を与えようと、これがこうしたEUのルールの背景にあるものだと思います。

もちろん17ページのピンクの色でありますように、データ保有企業から、これは過剰な負担ではないかとかいう意見があって、この問題については、立場によって違った意見があるということでもありますけれども、EUは、そうした中で、ここにあるような、強いデータポータビリティ権を認めて、それを来年5月から施行するということになっています。

EU以外の国はどうかということで、19ページをご覧ください。ここで、イギリスとアメリカとフランスの例を挙げていますが、フランスは、いずれEUルールに統合されるということで、ブレグジットのイギリスとアメリカだけ紹介をいたします。

イギリスも、アメリカも、消費者が自分の持つ個人データに、自由にアクセスできるということ、必要に応じて、第三者に提供できる仕組みをつくらうということで、イギリスも、アメリカも動いています。

ただ、EUのものと違いがあるとすれば、アメリカは、ここに書いていますように、電力、エネルギー、医療、教育、分野限定的にやっているということでございます。イギリスについては20ページにもうちょっと詳しく書いてはいるのですが、エネルギーと銀行の2分野でスタートして、今後、携帯電話、あるいはクレジットにも広げていくとい

うことです。アメリカ、イギリスは、分野ごとにやっていく。EUは、全面的にやっていくというアプローチの差はあります。

欧米は、やり方が違うにしても、大きな方向としては、何らかのデータポータビリティ権を認めるという方向に、流れていくということでございます。

そうした中で、日本の対応ですけれども、18ページにいきますが、下のほうの※1、※2で、銀行法の改正に当たって、API公開に努力義務を課すとか、あるいはスマートメーターを電力に入れた際に、Bルート、電力会社にいかないルートで、別のルートから情報を提供できるという、第三者に対して、パーソナルデータを出すための技術的基盤を用意しつつあるということなのですけれども、ないのは、どういう場合に、自分のデータを第三者に対して請求できるかというルールは、全く日本はないので、技術的基盤は、2分野について、整備されつつあるけれども、ルールはないという状況の中で、世界で議論は進んでいる中で、日本も議論を進めましょうということで、経産省と総務省の合同で、今月から検討会を開始し、今年度中には、議論の整理をしていきたいと考えております。

ただ、立場によって、意見が分かれることでございますし、他方で、これからビッグデータが進む中で、個人のプライバシーにとっても、ビジネスにとっても、競争にとっても、インパクトが大きい話だと思いますので、いろんな方々の意見を、しっかり整理をしようと考えている次第でございます。

説明は、以上でございます。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございました。

それでは、これまでの関係省庁からの御説明を踏まえまして、データ利活用ビジネスの本格展開に向けた課題、特に進めるべき施策等々について、御自由に御議論をいただければと思います。

(川島教授)

大変リッチな情報、ご説明をいただきありがとうございます。

全体として、ポータビリティ、パーソナルデータ、情報銀行、民間データの共有といった論点において、世界的な競争力を得るために、制度的な対応をできるだけ速やかに行う必要があるということは、私もそのとおりだと思うのです。

一方で、具体的なユースケースで、先ほど鬼頭さんがおっしゃいましたように、現実のビジネスで何が起こっていて、どういう障害があって、何を越えなければいけないのかという具体的な実需と連動した形で、制度としての最新性や実需との連動性が機動的に確保されるべきだと思います。したがって、制度設計も重要ですが、全体の動きとしては、ユースケースの方からドライブするような形が望ましいのではないのでしょうか。

その意味で、私が期待するのは、5ページの官民ラウンドテーブルです。こういうデータをこういうクオリティーでほしいということ、民間の方々とデータ保有される省庁の方々がダイレクトに議論をする非常に画期的な取り組みであると思います。特に、まだオープンにされていないもので、「公開が困難ですが、条件つきで公開する」といった限定共有のシステムがイノベーションのフリンジになる部分だと思います。データから価値を生み出そうとすると、どうしても個人情報に肉薄するマイクロデータにどんどん迫っていくけれども、実際にそれを匿名化するには、コストがかかる技術があることになって、その部分をラウンドテーブルで、実際、どういう目的で、どういう相手に対して、どういうデータを、どういったクオリティーで出せるのか、出したらいいのかということ議論すべきです。ラウンドテーブルをただ単にイベントとして継続していくのではなく、そこから、限定共有も含めた、さまざまなイノベーションを生み出すシステムとしての官民ラ

ウンドテーブルを効果的に進めるプロセスのルールを、ぜひ生み出していきたいと思  
います。

あと2点あるのですが、このラウンドテーブルにおいては、結局、データを出し  
て欲しい側とすぐには出せない側がもつれることが想定されます。そのような状況を解き  
ほぐすための仕組みとして、データをどんどん出すことに目を当てて、出さないところ  
には、北風が吹くようなインセンティブ・メカニズムが働いてほしいと思います。どう  
いうメカニズムかというのは、いろいろあり得るので、検討いただきたいと思うので  
ありますが、オープンデータの分野では、データを出せない場合にはその理由をはっきりと説明し  
なければいけないという原則がありますので、出さない理由を言うときは、しっかりと関  
係の大臣が総理まで説明しなければいけないとか、説明のコストを上げていただきたいの  
です。そうすることによって、データ保有者側が出すほうに判断が傾くのではないかと思  
います。あるいはどんどん出してくれる省庁には、予算の傾斜配分があるとか、何らかの  
正のインセンティブが必要だと思えます。

第3点は、個人情報の処理についての人材の育成という問題です。自治体や企業の方々  
とお話をしていると、個人情報保護委員会の方々に聞くと、いろんな対応をしてくださ  
るのはわかっているのですが、具体的にデータを取り扱っている実務現場において、適切  
な判断のできる人材の育成が、データからの価値の創出を進める上での喫緊の課題であ  
ると認識しております。

以上です。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございました。

今の川島先生の御質問、コメントについて、玉田室長から、何かございますか。ラウン  
ドテーブルのところにつきまして、玉田次長から、個人情報のところについて、其田局長  
から、何かございますか。

(玉田内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室次長)

ラウンドテーブルに関しまして、大変積極的なコメントをありがとうございました。

私どもも、先生の御指摘のように、実際のニーズに合った、それに即したデータの公開  
を進めてまいりたいという思いでございます。

先ほども申しましたけれども、このラウンドテーブルは、関心を持つベンチャー企業等  
から参加を公募いたしまして、そういった方々から、具体的にどういった情報が欲しいの  
かということを出していただき、御議論いただきながら、一方で、今度は、それを保有す  
る官側からの説明をする。そういった形で、議論を進めていくことにしております。そ  
ういった中で、しっかり目的に合ったオープンデータを進めていきたいと思っております。

もう一つは、今回、官民データ基本計画、あるいは基本法におきましても、地方におけ  
るオープンデータということも、大変重要な事項となっております。地方におけるオー  
プンデータを進めるためにも、現在、IT総合戦略室において、推奨データとして、こう  
いうデータセットであれば、オープンデータにも有効ではないかという準備をしていると  
ころでございます。

あわせて、現在、並行して行っております、行政手続の棚卸し、こちらに絡んだデー  
タの状況も確認中でありまして、お手元の参考資料の一番後ろにつけてございますので、お目  
通しをいただきたいと思うのですが、参考資料の「官データのオープン化の拡大に  
ついて」というところがございます。

2ページをご覧くださいますと、行政手続の棚卸しの状況でございます。全4万3,000  
手続に対応して、67%のデータ管理状況が把握されているというところございまして、

各省、濃淡がございますけれども、データベースまたは電子媒体で管理されているものが18%という状況ですので、これを進めていく必要があります。

あわせて、3ページ、4ページをご覧くださいますと、3ページでございますが、行政手続の関連のデータで、データベースまたは電子媒体で管理されている現状1万余りの件数のうち、8割がまだ非公開であるということでございます。先ほどのオープンデータの条件は、3つほど申しましたけれども、それに従った形でやれているものが少ないという状況でございますので、そちらを推進していくこととなります。

一方、統計データにつきましては、4ページにあるような形で、959件のうち、97%が公開中ということでございますので、こういった状況を踏まえながら、ラウンドテーブルをしっかりと運営してまいりたいと思っております。

(其田個人情報保護委員会事務局長)

人材育成について、お尋ねをいただきました。

制度の説明という意味では、昨年来、全都道府県で説明会をやっています。それから、地方自治体の職員向けの研修などもやっております。ただ、なかなか浸透しないとか、育たないというところがありますので、研修のやり方について、セミナー形式にするとか、いろいろなプログラムも、今後は開発していきたいと思えます。

一方で、地方は、個々の自治体の条例で、個人情報の取扱いが規律をされておりますので、この辺の個人情報保護法の全体とハーモナイズするという取り組みも、総務省の自治部局がやっていらっしゃると思いますので、しっかりと連携していきたいと思っております。

(寺澤経済産業省商務情報政策局長)

パブリックセクターのデータ提供で、官民ラウンドテーブルを補完するものとして、資料4の9ページですと、いろんな産業のデータを共有する際に、共有する事業者から、こういう公的セクターのデータが必要だということであれば、それを行政府にリクエストするという仕組みは、考えていきたいと思っております。そういうことで、できれば、先生がおっしゃるように、まずは民間の具体的なニーズに応じた対応をいたします。

2つ目に、これは今後の制度設計だと思いますが、例えば大臣に対して、事業者からきたリクエストを、ある大臣から、データを持っている大臣に、こういうリクエストが来ましたということになり、その上で、データを持っている大臣から出す、出さない、出さないなら、理由はどうかということを紹介するような仕組みは、例えば先生がおっしゃって、考え得るわけでございます。

例えば法的な枠組みに基づいて、そういうことができれば、民間ニーズに応じ、かつ実効性があるようなデータの提供があり得ると思えますが、これは引き続き、検討していきたいと思えます。

(竹中会長)

ありがとうございます。

非常に難しい、でも、重要な問題にチャレンジしていただいているのは、よくわかります。データのオープン利用の話と、パーソナルデータの保護の話というのは、両面のような問題ではあるのですが、政策論としては、少し分けて議論すべきだと思うのです。今日の話は伺う限り、両面ともに、日本は遅れているのだらうと思えます。

それに関連してなのですが、ラウンドテーブルの提言をやっていただいたのですが、私が残念に思ったのは、この法律が通ったのは1年前、12月です。年明けからずっと議論してきて、6月に成長戦略が閣議決定されて、まだラウンドテーブルが開かれていな

い。つまり法律が通ってから、約1年たった時点で開かれていないのです。先ほどからサンドボックスで、あっという間にいろんな国がサンドボックスをつくっていくようなスピード感の中で、これは少しまずいのではないかと思います。

結局、成長戦略の議論の中で、我々がお願いしたいのは、オープンデータ分科会のトップにきちっとした人になってもらえて、村井純さんになっていただいたと聞いておりますけれども、そこで、どういうことをやっているのか。今後の全体としてのスケジュール感を、次回までに示していただけられないだろうかと思えます。

来年6月までにどこまでいっている、来年12月までにはどこまでいっている、それとの関連で言うと、海外との比較で、例えばオープンデータは、どこの国も大変だと思うのです。どこの国も、民間は、そんなに簡単に出してこないと思うのだけれども、それをどのように解決してきたのかという、先ほどのそういうこともあって、サンドボックスについては、いろいろ主張していただいたのですが、それはぜひ早急にやっていただけないですか。その中から、ベストプラクティスを学ぶということが、必要なのではないかと思います。

それともう一つ、私たちが基本的にわからないのは、今、既に総理をトップとする、あの法律に決められたオープンデータの本部ができています。そのもとに、幾つかの分科会があるわけです。その中で、官民ラウンドテーブルは、どういう役割を果たして、どういう権限を持っているのか。どういうメカニズムで、先ほど川島先生が言われたように、意見が対立したときに、誰がどう解決するのかとか、そこがよくわからなくて、そのメカニズムを明確にしていって、例えば未来投資会議であるならば、未来投資会議で議論させていただいて、最後は、総理に裁定をしていただくという1つのメカニズムがあるわけですから、そこを教えておいていただく必要があると思えます。まずその点について、いかがですか。

（玉田内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室次長）

メカニズムに関して、別途、資料を御用意できればよかったですけれども、オープンデータワーキンググループというのは、村井先生を中心に、具体的な議論をいただいているところですが、その上に、データ流通環境整備検討会がございます。それは、データ活用推進基本法に基づくところの戦略会議、データ活用の推進戦略会議のもとで、運営されているわけがございます。

新しく開催するラウンドテーブルにおきましては、実際に、実ニーズに基づいて、議論いただくことによって、どういったものが本当に必要なのか。先ほど申しましたけれども、データもまだまだオープンにされてないものが多い、途上でございます。そういったものを具体的に明らかにしていく中で、まずオープンデータワーキンググループにおいて、今後の取組の方向性を明らかにしていきます。さらにそれを、上位のデータ流通環境整備検討会において、具体化していく。そういう流れでございます。

いずれにしましても、オープンデータを含めまして、IT戦略本部を開催していく中で、これまでの取組と今後の対応について、整理をしていくことになろうと思っております。

（竹中会長）

今のことだと、ヒアリングは、7月からやっているわけです。その上に、オープンラウンドテーブルをやると、非常にセレモニアルなイメージに聞こえるのですが、とにかくそれをやっていただくとして、お願いしたように、大体的な比較とスケジュール、基本的には、戦略会議も、調査・審議をするわけです。調査・審議して、それを担当大臣に上げるわけですか、総理に上げるわけですか、どちらなのですか。

(玉田内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室次長)

最終的には、IT本部に上げることになりますので、総理に上げることになります。

(竹中会長)

そこで、結論をしていただけるという仕組みになっているわけですね。

(玉田内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室次長)

はい。

(庄司准教授)

庄司です。

オープンデータについてとパーソナルデータについて、申し上げたいと思います。

オープンデータについては、今まで出てきている事例は、割と小粒なものが多いという課題がありますが、そのヒントは、先ほどのサンドボックスの話にあると思いました。

我々の分野だと、リビングラボという言い方をしているものと、かなり考え方としては、近いと思います。実際に、人が生活している環境でやってみる、使ってみるということですが。ただし、規制緩和だけではなくて、自治体さんが一緒に企画して、協力してということも含めて、我々はリビングラボと言っていますけれども、そういうものとサンドボックスの議論は近いと思います。

例えばオープンガバメント推進協議会では、家計簿アプリのZaimと一緒にあって、自治体が出している給付金に関する情報を、機械が扱いやすい形式で配信して、Zaimに取り込み、その人の家計簿情報やプロフィールにあわせて、「あなたには、こういう助成金があります」と知らせる連携を始めています。これは3自治体で標準化して始めましたが、複数の自治体が、こういう情報は出している、こういう形式だといいと判断を下しているのですから、こういうものは、すぐ横展開できると思うのです。別の自治体さんが改めて一から考える必要がないわけですから、こうした先進事例への相乗りを広げることが必要だと思います。

2ページの官データで、一般に開示可能の下に、薄色の限定開示可能なデータという領域が示されていますけれども、この分野は要注意だと思っています。たしかにみんなに必要なデータではないですし、条件付きで出すべきものということも理解できます。しかし、例えば既存の信号に関するデータを扱っている人たちが集まって、どこまで出しましょうかと相談をしてしまうと、結局、自分たちが知っている範囲内で、自分たちに都合がいいように出すしかないみたいになってしまいがちです。ここも、なるべく外の声を聞きながら、出していくことが必要だろうと思います。また、結局、データはかけ合わせることで価値が出てきますから、いろいろと条件がつかないほうが使いやすいわけです。なるべくそこは、オープン寄りになるように考えていただきたいと思います。

去年、私がここで話させていただくときにも、提言した内容ですけれども、きょうのサンドボックスの言葉をかりると、「インターナショナル・オープンデータ」という発想を持つべきだろうと思います。どうしても我々は、国内での利害調整みたいな話になってしまいがちなのですけれども、国内でできたビジネスを、すぐに海外に展開するというのも考えたい。日本で成功した事例をほかの国でもやっていこうとか、アジアから日本への観光客に関するものであれば、日本との連続性を考えてアジアでも展開しようとか、そういった国境を越えた連携を考えていく必要があるだろうと思います。

最後に、パーソナルデータについてであります。ポータビリティという考え方は、とても大事だと思います。健康データにしる、メールやSNSでの友人のやりとりなどにしる、購買履歴にしる、いろんなサイトに分散してしまっているわけです。こうしたパーソナル

データは二次利用を考える前に、まずは私のデータとして集めてきて、私が一次利用をしたい。自分のデータをとりとめて使うという一次利用が先で、そうした自己活用支援のビジネスが出てきた後に、一部のデータをどこかに提供してみようかという二次利用の市場ができてくるのではないかと思います。いきなり、「市場ができたので、皆さん、パーソナルデータを出しましょう」というと、まだまだ抵抗が強いです。

そもそもポータビリティがないと、情報銀行はやりにくいはずですが。ほかのサービスから取り出した情報を集めて情報銀行に入れるわけですから、ポータビリティというのは、かなり重要な概念だろうと思います。ですから情報銀行をやる上では、ポータビリティを条件の中に入れて、利用者が自分で一次利用、コントロールできるという納得感、不安解消があった上で、どこかに出してみようという話を進めていただければと思います。以上です。

(金丸議員)

ありがとうございます。

この分野はおくれているという指摘は、竹中会長のおっしゃるとおりだと思うのですが、そういう意味で、我が国がこれから追いかけて、追い越さなければいけないというときに、20ページの英国のmidateの取り組みという絵を活用させていただいて、問題点といますか、質問したいのです。

20ページのこの絵を見ると、データの提供者は、たまたまここでは電力事業者、金融機関、携帯通信事業者と書いてあるのですが、①のところで個人がデータの開示要求をして、気になるのは②なのですが、リアルタイムの取得と書いてあるということは、要求して、リアルタイムで提供する準備は、上の事業者さんが整っていることを言っているのではないかと思います。そうすると、我々は、今からデータのポータビリティであるとか、オープンデータとか、パーソナルデータの扱い方を議論していても、メカニズムとしては、こういうメカニズムを他国が有しているということで、さらに差を感じたところです。時間軸を、それぞれ吉田さん、玉田さん、寺澤さんがどうお考えなのかが1つです。

また、隣に括弧書きでマシンリーダブルな形式と書いてありますが、マシンリーダブルな形式については、お三方は、情報銀行、あるいはオープンデータ、データポータビリティのところで、それぞれどんな形式をお考えになっているかを、お聞かせいただきたいと思います。

(玉田内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室次長)

庄司先生から御指摘をいただきました、自治体がさまざまな形で出しているものがあります。それを既に横展開できるものについては、横展開していこうという御指摘をいただいたと思います。

御指摘のとおりでございます。私どもとしましては、国からは、自治体に対して、先ほど申しました形の推奨のデータセットを出しますけれども、他方で、同じく別の切り口ですが、官民データ活用推進計画を、地方でも、自治体においても、策定いただくことになってございます。

地方版の官民データ利活用推進計画の策定の手引きを作っていく過程におきまして、活用事例を自治体にヒアリングをして、今、収集し、先般も公表したところでございます。そういったところも活用しながら、オープンデータに係るものはもちろんでございます。横展開をどんどん図っていきたいと思っているところでございます。

(寺澤経済産業省商務情報政策局長)

金丸議員の御質問で、まだ今月から検討会を始めるものですから、答えがすぐ用意でき

ているわけでは、必ずしもないのですけれども、あえて申し上げますと、最終的に二次利用になると、第三者に対して、データを提供するわけですから、紙のコピーを渡しても仕方がないので、当然、二次利用を考えると、マシーンリーダブルでないと、意味がないのであろうということなので、普通に考えると、そこを求めていくのであろうと思います。

(金丸議員)

マシーンリーダブルと書いてあるのですけれども、それはいろんなフォーマットが考えられるわけで、そういうことをこれから考えますということですか。

先ほどの点は、南場さんの提出資料に書いてあります。南場さんの案によると、財務諸表などは、XBRL言語の利用を義務づけてはどうかみたいな話がありますが、寺澤さんはこれからというご回答なので、今日指摘したようなことは、これから考えてください。

(吉田総務省大臣官房総括審議官)

オープンデータのほうで1点あります。先ほど3つぐらいの自治体で、どこでもできるのだから、横展開というお話が庄司さんからありましたけれども、大変重要で、オープンデータのところで、国の持っているデータがあるのですが、自治体の持っているデータを、当該地域でどれだけ活用できるのかということは、まさに地域を元気にするという意味でも、重要なのですけれども、ただ、中小の自治体になると、オープンデータといっても、まさにそれをどうやったらいいのかとか、それを出していく事務作業とか、課題がいっぱいあるのです。

ただ、確かに先行事例でうまくいっているところを、先ほどIT室から、推奨データセットを出していくというお話がありましたけれども、そういうことで、誰でも使えるような方、これをこうやればいいのですということで、横展開をしていくことは、すごく大事だと思っています。

官民ラウンドテーブルは、すごく協力もしたいし、期待もしております、外へ出ていった地方公共団体などに対する要望などを、今、オープンデータのテストベッド的なものを、来年度の施策として、作業をしているのですけれども、その中で、一種の調整や仲介の相談機能的なものをそこに持たせまして、その中で、こういうデータに関する共通オープンデータのフォーマット案みたいなものをつくって、それをこちらの玉田次長に振り戻して、先ほどの推奨データセットの中に追加していくということですか。

中小自治体でも、アディショナルなコストをかけないで、オープンデータができることの例を、どんどんふやしていく取り組みを、まずはやりたいと思っています。以上、オープンデータの関連から1つです。

また、データポータビリティのところについては、寺澤局長と同じになってしまうのですが、経済産業省さんと一緒に、とにかくスタートをしたところでして、もちろん時間軸のところもそうですし、実際のデータの形式をどうするのかという問題意識も、おっしゃるとおりなので、今、金丸委員から言われたことを念頭に置いて、取り組んでまいりたいと思います。

(越塚教授)

時間がきているので手短かに申しますが、オープンデータで、何点かございます。まず、地方自治体は1,788ありますが、これを全部やっていくのは、極めて数が多い。毎日回って行って、1,788にかかってしまうわけなので、支援する仕組みや、プラットフォームが非常に重要だと思いますというのが、1点目です。

データに関して、いろいろな委員の皆様からも、御不満はたくさんあろうかと思いま

すが、大分出てきたと思うのです。それでも、まだ出てきていない重要なポイントが1個あると思っています。それは公益的なデータを持っている組織のビッグデータフォルダーが、民営化されてしまっているという点で、日本の特徴だと思います。鉄道であったりとか、公共交通であったり、道路であったり、エネルギーであったり、はたまた我々の大学もそうございまして、そういったようなところが、オープンデータに対して、企業の論理を持ち込むと、公的なデータは出てこない。これは日本の国づくりの極めて特徴的なところだと思いますし、放っておいたら出てこないような気がします。なので、公益企業の持っているデータに関しては、国のリーダーシップが非常に必要だと思います。

もう一つ、オープンデータについては、ここまで随分議論してきたと思うのですけれども、この次に何をやるかです。公的な政府自治体を持っているデジタル形式のものの中で、次にオープン化すべきものは、ソースコードだと思います。官、ないしは自治体を持っているソフトウェアで、税金でつくったものという意味で、オープンデータと全く一緒ですから、税金でつくったソースコードは、全てオープンソースにするべきではないかと思っています。それによって、自治体のシステム化とか、コストの低減とか、そういうことを図って、浮いたコストというのは、より先端的なICTに投資していくということをしていかななくては、日本のICT企業も、恐らく多分浮かばれないというか、うまくいかないと思いますので、そういう取組が必要だと思います。

以上です。

(竹中会長)

時間がオーバーしておりますので、取りまとめになりますけれども、今年は、先ほど越智副大臣とも話していただけたのですけれども、選挙がありました関係で、非常に短い期間で、第4次産業革命に成長戦略を取りまとめなければいけません。

そういうこともありますので、今日、お願いしたことがあります。例えばサンドボックスの制度設計に当たっては、2つの仕組み、地理的なものとプロジェクト型のものが、一体的、整合的にやった形で、次回ぐらいには、ぜひ示していただきたいということです。

ビッグデータ、オープンデータについては、スケジュール感を明確にしていきたいということです。

それと、今日のテーマとは、直接関係しませんけれども、第4次産業革命に関連するものとして、今回、何らかの形で触れなければいけない問題としては、マイナンバーの問題があるのだと思います。いきなりインドみたいなシステムには、ほど遠いわけですがけれども、しかし、何かトリガーを1つ、2つ入れていかなければいけないと思います。

規制改革会議で、今、中原さんも頑張ってください、電波の問題をやっていただいていると思うのですが、これも重要な第4次産業革命の推進のポイントになると思いますので、これは規制改革でやっていただいていると思うのですけれども、必要なことについての情報の共有と、そして、我々がお手伝いできることであるならばやるという趣旨から、必要に応じて御報告をお願いしたいと思います。

以上です。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございました。

それでは、最後に、越智副大臣から、御挨拶をいただければと思います。

(越智副大臣)

時間も過ぎていきますので、簡潔にします。

今日は、ありがとうございました。特に鬼頭社長におかれましては、お忙しい中、いら

していただきまして、心から感謝を申し上げます。

各省庁におかれましては、今日、いろんな議論があったと思いますけれども、指摘とか、要請があったと思いますが、しっかりと御検討を深めていただいて、対応していただきたいということでございます。

最後になりますけれども、この会合におきましては、引き続き、規制のサンドボックスの制度、また、データ利活用ビジネスの推進のための方策について、検討を進めてまいりますので、委員の皆様方におかれましては、引き続き、どうぞよろしくお願いを申し上げて、御挨拶といたします。

ありがとうございました。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございました。どうぞ。

(鬼頭代表取締役社長)

せっかくの機会ですので、最後に手短かに申し上げたいのですが、情報セキュリティの話でいくと、先ほど例に挙がっていたエストニアは、情報を出さないように管理するのではなくて、不正にアクセスしたものを検知して、そちらのペナルティーを強化すると動いているので、そういう考え方もあることが1つです。

あと、データのオープン化の話で情報銀行についてですけれども、銀行自身が現在APIを用いるなどして情報を外に出していくという、そちらの方に動いているのに、情報銀行は、情報を一箇所に集める、つまり真逆の中央集権に向かっていくということで、結構大きな矛盾を感じるのも、もう少し非中央集権的なやり方もあるのではないかというのが、もう1つのコメントです。海外では、先日香港で話したスタートアップなども、分散型のデータ売買ネットワーク、これを誰でも自由に使えるアプリケーションとして、ICOでトークン発行してつくろうとしているので、こういうやり方もあるのではないかと思います。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

貴重な御意見をありがとうございました。

それでは、他になれば、以上をもちまして、会議を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。